

(公 印 省 略)
答 申 第 198 号
令 和 7 年 5 月 29 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和6年11月14日付け諮問第74号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

看護専門学校からの報告書等

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定のうち、実施機関がなお非公開とすべきとしている部分は、非公開とすることが妥当である。

第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 本件の経緯

(1) 公文書公開請求

令和 6 年 8 月 13 日付けで、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書公開請求を行った（以下「本件請求」という。）。

(2) 本件請求に係る公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、次に掲げる公文書を特定した。

ア 看護師養成所第 14 条報告（令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度）（以下「文書 1」という。）

イ 看護師養成所第 14 条報告集計表 1（令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度）（以下「文書 2」という。）

(3) 本件請求に係る公文書部分公開決定

実施機関は、本件対象公文書について、条例第 6 条第 1 号該当又は第 2 号該当を理由として、公文書部分公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

2 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 6 年 9 月 7 日付けで審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

3 諮問

令和 6 年 11 月 14 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

令和元年度、令和2年度の文書1の公開、文書2の公開しない部分のうち、専任教員数の講習会未受講者、及び内教育の4単位有数の公開を求める。

2 本件審査請求の理由等

審査請求人が、審査請求書において述べている理由は、次のとおり要約される。

(1) 令和元年度、令和2年度の文書1の公開を求めます。

文書2は令和5年度～令和元年度まで公開されましたが、文書1は令和5年度～令和3年度までしか公開されていないため。

(2) 文書2の公開しない部分のうち、専任教員数の講習会未受講者、及び内教育の4単位有数の公開を求めます。

専任教員数の講習会未受講者については、専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン第1部専任教員養成講習会 1. 基本的な考え方 2. 位置づけのただし書きより、内教育の4単位有数については、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第5教員等に関する事項により、項目の数字だけで学歴を特定する事はできず公開しない理由にあたらないため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由について

本件対象公文書は、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条第1項所定の看護師等養成所の設置者が、同施行令第14条第1項の規定に基づき、実施機関を経由して国に提出した報告書（文書1）及び実施機関において作成した集計表（文書2）である。

(1) 文書1（令和3年度ないし令和5年度分）について

ア 非公開部分及びその理由

(ア) 養成所基本情報

- a 養成所長の生年月日、職能、専門学歴、基礎・最終学歴、当該校採用年、専任兼任の別、兼務場所
- b 養成所長補佐1の氏名、生年月日、職能、専任兼任の別、兼務場所、専門学歴、基礎・最終学歴、教育経験年数（管理職含）、臨床経験年数（管理職含）、当該校採用年、専任教員養成講習会修了・受講の有無、教務主任養成講習会修了・受講の有無

上記については、条例第6条第1号所定の非公開情報（個人情報）に該当するため非公開とした。なお、専任教員養成講習会とは、「看護師等養成所の運営に関する指導要領」（平成15年医政発第0326001号）第5の1(1)イ所定の「専任教員として必要な研修」の通称である（以下、単に「講習会」という。）。

(イ) 教員情報

氏名、年齢・生年月日、職能、講習会修了・受講の有無（修了・受講年度）、教務主任養成講習会修了・受講の有無（修了・受講年度）、教育経験年数、臨床経験年数、最終学歴、専門学歴、基礎学歴、教育に関する4単位受講、当該課程採用年

上記については、条例第6条第1号所定の非公開情報（個人情報）に該当するため非公開とした。

なお、「教育に関する4単位」とは、「看護師等養成所の運営に関する手引き」（平成15年医政看発第0326001号）第4の1(1)所定の「教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位（以上）」とされる単位である（以下「教育に関する4単位」という。）。

(ウ) 実習施設情報

看護配置基準実績値、看護師比率、入院患者数、従業者数（職種及び人数：保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者）、実習指導者数（実習指導者講習会修了者数）

これらの情報は、本件看護師養成所の設置主体にとって競業者に知られると競争上不利益となり、「法人…に関する情報…であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第2号）として非公開とした。

イ 本件対象公文書のうち文書1に係る令和元年度及び令和2年度の文書の不存在について

文書1については、各看護師等養成所が厚生労働省の看護師等養成所報告管理システム（以下「管理システム」という。）へ直接入力して県を經由して国に報告され、県がその入力内容を、毎年度一定の時期に印刷し、紙媒体で保存した文書である。管理システムでは、毎年度入力されたデータを随時確認することはできるが、看護師等養成所が入力すると過去のデータは更新され確認することができない仕様となっている。

県において、文書1は看護師等養成所の指導を行う際に、在校生の育成及び指導に関わった教員、その他の情報を参考にするため過去3年分（令和3

年度、令和4年度、令和5年度）を保存しているため存在するが、令和元年度及び令和2年度分の文書は存在していない。

また、文書2は、各看護師等養成所が管理システムに入力したデータについて、県がその状況を把握することを目的に集計した文書で、保存期限を5年としているため令和元年度～同5年度分を保存していた。

なお、本件請求では、文書1及び文書2について過去9年分を求めるものであったが、文書1の平成27年度～令和2年度分及び文書2の平成27年度～同30年度分が不存在であることは、本件処分前（令和6年8月26日及び同月27日）に審査請求人に説明して、本件請求からの取下げを確認し本件対象公文書を特定したものであることを申し添える。

(2) 本件対象公文書のうち文書2の部分公開について

ア 養成所長（職種）及び養成所長補佐（職種）欄

上記については、条例第6条第1号所定の非公開情報（個人情報）に該当するため非公開とした。

イ 専任教員中の「講習会未受講者数」「内教育の4単位有数」

審査請求人が不服を申し立てている「講習会未受講者数」「内教育の4単位有数」については、条例第6条第1号所定の非公開情報（個人情報）に該当するため非公開としている。その理由は次のとおりである。

専任教員要件（指導ガイドライン）	実務経験	5年以上		3年以上	
	学識経験	講習会受講		教育に関する4単位以上（大卒等）	
講習会受講対象（専任教員ガイドライン）	講習会受講	受講済	講習会未受講者（受講予定）	希望すれば受講できる→殆ど0	講習会未受講者

(ア) 専任教員要件

専任教員となる要件として、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成27年医政発0331第21号。以下「指導ガイドライン」という。）」の第5・1(3)において「看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容…のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目（引用注：「教育に関する4単位以上」を意味する。以下同様。）を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。／ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者／イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は

看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者」とある（図示すると表上段のとおり。）。

ここで、指導ガイドライン第5・1(3)イ中の「同等以上の学識経験を有すると認められる者」の該当者はごくまれであり、殆ど0である。

よって、専任教員全数から、教育に関する4単位以上を取得した者の数を除すると、ほぼ、講習会受講（受講予定者含む。）により専任教員となる者の数を推定することができる。

(イ) 講習会の受講者要件

「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン（令和3年12月27日厚生労働省作成。以下「専任教員ガイドライン」という。）」の第1部I2において「専任教員養成講習会は、規定の年限及び看護師業務に従事した者が、教員としての基礎的能力を培う課程である。ただし、大学又は大学院において教育に関する科目を履修した者についても、希望があれば受講を認めて差し支えない。」と示されている（図示すると表下段のとおり。）。

上記専任教員ガイドライン第1部I2但し書きでは、教育に関する4単位以上取得者は、講習会の受講資格を認められてはいる。

しかし、教育に関する4単位以上取得者は、講習会を受講しなくても専任教員になることができるため、高額な受講料を支払い、長期間にわたる講習会を受講する者は、本県実施の講習会受講者履歴によると確認できず、現状においては、殆ど0であると考えられる。

(ウ) 講習会の未受講者数を非公開とする理由

審査請求人の主張の趣旨は定かでないが、上記の各規定により、「項目の数字から学歴を特定することはできない」等と審査請求人は主張する。

前提として、講習会の受講歴については、個人情報（条例第6条第1号該当）である。まず、講習会の未受講者が0人であるとする、専任教員全員が、専任教員養成講習会を受講していることとなり、各専任教員の個人情報を特定しうるので、未受講者数を非公開とすべきこととなる（逆のパターン（専任教員全員が未受講である場合）も考えられるが、同様の論理過程を経るため、説明を省略する。以下同じ。）。

次に、仮に、講習会未受講者が0人である場合にのみ非公開とする処理を行うと、「マスキングをするケースは専任教員全員が既受講者である」と示すに等しく、未受講者が僅少である場合もマスキングする処理を行わざるを得ない。これは、各看護師等養成所ごとの専任教員が10数名程度と少数である現状も踏まえると、内情に詳しい関係者等であれば、未受講者が

僅少である場合に、当該未受講者を特定できる可能性が高いことも挙げられる。

さらに、これらの当該未受講者を特定しうる場合にのみ非公開とする処理を行うと、結局、非公開処理が行われた事案は未受講者を特定できる事案であるという情報を示すことになるため、結局、当該未受講者数については、非公開とせざるを得ない。

なお、審査請求人は、上記専任教員ガイドライン第1部I2但し書きについて主張しているが、そもそも、講習会未受講者には、実務経験5年以上として講習会を受講予定である未受講者と、教育に関する4単位を取得済みで講習会を受講しない者の双方が存在するのであり、上記とは無関係である。

(エ) 教育に関する4単位取得者数を非公開とする理由

上記(ア)のとおり、専任教員数から教育に関する4単位以上取得者（大卒等）の数値を除することにより講習会を受講（受講予定含む。）して専任教員となる者の人数が推定できる。

まず、教育に関する4単位以上取得者（大卒等）が0人の場合、専任教員全員が講習会を受講して専任教員となる者であると特定される。

次に、仮に、教育に関する4単位以上取得者（大卒等）が0人である場合にのみ非公開とする処理を行うと、「マスキングをするケースは専任教員全員が講習会受講により専任教員となる者である」と示すに等しく、教育に関する4単位以上取得者（大卒等）が僅少である場合もマスキングする処理を行わざるを得ない。これは、各看護師等養成所ごとの専任教員が10数名程度と少数である現状も踏まえると、内情に詳しい関係者等であれば、教育に関する4単位以上取得者（大卒等）が僅少である場合に、当該教育に関する4単位以上取得者（大卒等）を特定できる可能性が高いことも挙げられる。

さらに、これらの教育に関する4単位以上取得者（大卒等）を特定しうる場合にのみ非公開とする処理を行うと、結局、非公開処理が行われた事案は教育に関する4単位以上取得者（大卒等）を特定できる事案であるという情報を示すことになるため、結局、当該教育に関する4単位以上取得者（大卒等）数については、非公開とせざるを得ない。

2 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

審査請求人は、令和元年度、令和2年度の文書1の公開、文書2の公開しない部分のうち、専任教員数の講習会未受講者及び内教育の4単位有数の公開を求めているが、実施機関は、本件処分について、文書1は保有する限りにおいて公開済み、文書2の当該各数値については、条例第6条第1号該当であるとしていることから、以下、検討する。

なお、本件審査請求において、実施機関は、文書1中の専任教員に係る職能につき新たに公開すると表明しているため、審議会は当該実施機関が公開するとした部分については判断しない。

2 令和元年度及び同2年度分の文書1の公開について

実施機関は、所定の保存年限（文書1は年度終了後3年、文書2は同5年）の経過により、文書1は過去3年分（令和3～同5年度）を保有し、令和元年度及び同2年度分は保有していない。一方、文書2は過去5年分（令和元～同5年度）を保有しており、審査請求人にも説明の上、当該保有する限りの文書1又は文書2を公開したと説明している。当該説明について、明らかに不合理又は不自然な点は認められず、本件処分は妥当と認められる。

3 条例第6条第1号該当性について

大学又は大学院において教育に関する4単位以上取得者は、講習会を受講せずとも専任教員要件を満たすため、通常は講習会未受講となる。一方、専門学校卒業等のそれ以外の者は、原則として、講習会受講が必要となる（指導ガイドライン第5・1(3)、専任教員ガイドライン第1部I2等）。

実施機関は、本件数値（講習会未受講者数及び教育に関する4単位以上取得者数をいう。以下同じ。）を公にすると、母集団の数がごく少なく、個々の専任教員に関する学歴又は講習会受講歴が特定又は推知されるため、マスキング処理を行ったと説明しており、根拠として、個人情報（条例第6条第1号）該当としている。

実施機関に事情を徴したところ、確認できる限りでは、県内の看護師等養成所において、専任教員の学歴又は講習会受講歴をHP等で公表している事例はなかったこと、本件数値を公にすると、専任教員の学歴（専門学校、大学卒業又は大学院履修）が推知される結果を招き、看護師等養成所からの報告徴収及び集計業務

の「性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例第6条第6号）」に該当すると説明している。

このような状況に鑑みると、看護師等養成所の専任教員について、学歴又は講習会受講歴を公にする慣行はなく、本件数値を公にすると、関係者等一定の範囲の者に専任教員個人に係る学歴又は講習会受講歴が推知され、個人の権利利益を害するおそれ（条例第6条第1号後段）がある。これは同時に、実施機関における報告徴収及び集計業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条第6号）をもたらすものと認められ、これら各号に該当することを理由として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

4 その他の非公開部分の条例第6条第1号又は第2号該当性について

実施機関に事情を徴したところ、確認できる限りでは、県内の看護師等養成所において専任教員等の氏名等をHP等で公表している事例は、殆どないとのことであった。

このような状況を踏まえると、看護師等養成所において、専任教員等に係る氏名、生年月日、各種学歴、職歴等は、公にする慣行等があるとはいえず、条例第6条第1号所定の非公開情報（個人情報）に該当するとして非公開としたことは妥当である。

また、本件看護師等養成所に係る実習施設に係る看護師配置、入院患者数等に係る情報は、競業者に知られると競争上不利益となり、「法人…に関する情報…であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第2号）として非公開としたことは妥当である。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年11月14日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年3月28日 第2部会（第126回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年4月18日 第2部会（第127回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年5月28日 第2部会（第128回）	・ 審議
令和7年5月29日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 木 村 倫太郎

委 員 手 塚 昌 美

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男